

鷲ノ木遺跡（斜面地区他）整備工事 特記仕様書 1

第1章 総 則

第1節 適 用

1. 本工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
 - ①一般土木工事
土木工事積算要領、土木工事積算基準、土木工事工種体系化の手引き
 - ②漁港工事
漁港関係工事積算基準、漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領
 - ③下水道工事
土木工事積算要領（下水道編）、土木工事積算基準、下水道工事工種体系化の手引き・数量出要領
2. 土木工事積算基準及び漁港関係工事積算基準において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
 - ①機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。
 - ②特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。
 - ③上記①・②については、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等がこれにより難しい場合には、必要に応じて設計変更する。
3. 土木工事工種体系化の手引き、漁港関係工事工種体系化の手引き及び下水道工事工種体系化の手引きにおいて定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。
4. 本工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。
 - ①一般土木工事
土木工事数量算出要領
 - ②漁港工事
漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領
 - ③下水道工事
下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領
5. 参考図と示した図面は、発注者が想定した工法・材料等を記したものである。商品名が表示されている資材は森町が指定した製品ではない。
6. 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。現場環境改善の実施内容は、各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）のうち合計5項目を基本として次の項目から選択すること。なお、具体的な実施内容や実施時期については、施工計画書を提出する時に工事監督員と協議すること。また、工事完了時には、現場環境改善の実施状況が確認できる写真を提出すること。提出内容の詳細は監督員と協議すること。
 - ①仮設備関係
 - (1)用水・電力等の供給設備の充実
 - (2)緑化・花壇

- (3) ライトアップ施設
- (4) 見学路及び椅子の設置
- (5) 昇降設備の充実
- (6) 環境負荷の低減

② 営繕関係

- (1) 現場事務所・監督詰所の快適化
- (2) 労働者宿舎の快適化
- (3) デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の快適化
- (4) 現場休憩所の快適化
- (5) 健康関連設備及び厚生施設の充実等

③ 安全関係

- (1) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
- (2) 盗難防止対策（警報機等）
- (3) 避暑・防寒対策

④ 地域連携

- (1) 完成予想図
- (2) 工法説明
- (3) 工事工程表
- (4) デザイン工事看板（各工事PR看板含む）
- (5) 見学会等の開催（イベント等の実施含む）
- (6) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
- (7) パンフレット・工法説明ビデオ
- (8) 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）
- (9) 社会貢献

7. 本工事は、図面及び下記に示す図書のほかこの特記仕様書（以下「特仕」という）によるものとする。

① 文化財保護法

② 北海道土木工事共通仕様書 令和6年10月（以下、「共仕」という）

③ 公園緑地工事共通仕様書 国土交通省（令和6年5月版）

④ その他関係する法令及び規程

8. 記載内容については、「特仕」が「共仕」に優先するものとする。

9. 「特仕」、「共仕」に記載のない事項、及び記載内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。なお、本仕様書でいう「監督員」とは発注者ならびに発注者が指定する代理者とする。

10. 当該工事は、工事監督員に代わり、別途発注予定の施工監理業務の受託者が監督業務を行う工事である。

第2節 週休2日工事【現場閉所】の実施

1. 本工事は、「月単位の週休2日工事」の対象工事である。

2. 受注者は、契約後、月単位の週休2日による施工を行わなければならない。

3. 「月単位の週休2日【現場閉所】」とは対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責

によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。

4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
5. 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものと見なす。
6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努める。
7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。
9. 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分の減額変更を行う。また、市場単価（下水道工事（管路）を含む）についても、4週8休に満たない場合は設計変更を行う。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。
 - 1) 現場の閉所状況
4週8休以上（月単位）
現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合
 - 2) 補正方法
当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分を減額変更する。
10. 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
アンケートフォーム URL:https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/syuukyufutuka_ssl/
11. 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

第3節 建設副産物・廃棄物関係

1. 本工事の発生土は、森町旧砂原土捨て場に搬出する。詳細は監督員と協議すること。
2. コンクリート再生骨材の利用
 - 1) コンクリート再生骨材を路盤用材料等に使用する場合は品質確保については、「土木工事共通仕様書」による。
 - 2) コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によることができる。確認の頻度は、製造施設毎に年1回以上とする。ただし、品質に変動が見受けられる場合は、確認の頻度を増やすなど考慮すること。なお、品質については、事前に確認すること。
 - 3) コンクリート再生骨材を路盤等に使用する場合は、基本的に100%で使用するものとする。
施工時期が確定した時点で、再資源化施設に供給量の確認を行い、施工協議簿に別途配布の「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告すること。
3. 本工事の施工により発生する建設副産物の処理は次の通りとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設副産物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の

提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1) 建設発生木材（伐木・除根材含む）

処分場所：函館建設管理部管内

（受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）

第4節 交通誘導警備員の配置（片側交互通行）

1. 本工事の施工に当たり、作業期間中（休憩時間含む）は交通誘導警備員を配置するものとする。なお、作業期間中は土砂搬出時及び伐開物搬出時、資材搬入時を想定している。

第5節 表示板の設置

1. 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場において公衆が見えやすい場所に、工事内容、工事種別、工事期間、発注者、工事請負者等を記載した表示板を設置しなければならない。

第6節 工程表の提出若しくは工程計画

1. 請負者は工事受注後、速やかに実施工程表を作成し監督員に報告すること。
2. 請負者は工期中、週間工程を作成し監督員に報告をすること。

第7節 工事進捗状況の報告

1. 請負者は実施工程表に基づき施工を行い、工事進捗状況を監督員に報告をすること。
2. 請負者は施工上の疑義が生じた場合には速やかに監督員に報告し、必要な指示を受け対応策を講じること。また、必要に応じて図面・写真等により監督員と協議すること。

第8節 設計変更

1. 本工事は国史跡の整備工事である性格上、工事の休止・中止等を含む設計変更が想定されるが、この場合には、請負者はこれらの変更内容に関して監督員と協議しなければならない。
2. 設計変更を行う場合は、森町の規定によるものとする。
3. 現場における軽微な数量の増減による変更については、監督員の指示によるものとする。

第9節 検査及び現場立会

1. 北海道士木工事共通仕様書「1-1-1-23」に記載のある検査及び立会項目については請負者が行い、その結果を監督員に報告すること。ただし、下記項目及び監督員が指示する事項は必ず監督員の検査又は立会を受けること。

〈立会検査〉

- ・各工種の段階確認
- ・史跡指定地内の床掘及び掘削時

〈完成検査〉

- ・工事竣工時の出来形等検査

2. 工事完成時には、監督員立ち会いのもと完了検査を行うこととする。なお、竣工時には必要に応じ発注者の検査担当者による検査を行うこと。

第10節 材料承諾

1. 本工事で使用する材料並びに製品については、工事材料使用届け及び承諾願いを提出のうえ、監

督員の承諾後使用すること。

第11節 工事完成図

1. 工事が竣工したときは工事完成図を作成し、監督員に提出すること。

第12節 交通安全管理

1. 一般住民が工事区域内へ侵入しないようバリケード・保安灯を設置すること。
2. 標識類、防護柵等の安全施設については、現場条件に応じて設置するほか、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い必要な措置を講じること。
3. 安全対策について道路管理者及び所轄警察署との打合せ結果により変更等が生じた場合はその結果の内容に基づき、設計図書の変更を監督員に申し出て、承認を得るものとする。

第13節 工事保証

1. 施工引渡し後1年以内(特に指定のあるもの除く)において、瑕疵が認められる損害は請負者の負担において敏速丁寧に復旧すること。

第14節 疑義

1. 仕様書、設計書に定めのない事項及び定める事項に関して、疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、請負者は監督員の指示に従うものとする。

第15節 その他

1. 本工事に必要な諸官公署その他への手続きは、請負者の責任において速やかに行うこと。
2. 現場管理は労働基準法・労働安全衛生規則、その他関係法規に従い遺漏なく行うこと。また、工事現場の労働者等の出入りの監督及び風紀(服装・態度等)・衛生の取締り、ならびに火災、盗難その他の事故防止について十分に注意を払うこと。特に、史跡地内である本工事区域内では、火気の使用を禁止する。喫煙は、決められた場所で水を溜めた灰皿を用意して行うこととし、必要に応じて消火器等を用意して防火に努めること。
3. 工事施工にあたり、敷地内及び近隣の諸施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うとともに、工事に対する公害及び苦情等については、請負者の責任において解決にあたること。万一、損傷を与えた場合は、監督員の指示に従って速やかに復旧補償にあたること。
4. 工事完了に際しては、工事区域周辺の後片付けおよび清掃をすること。
5. 樹木伐根は全ての根を抜くのではなく、掘削面まで根を切るものとする。

第2章 工事特記事項

第1節 工事意義

1. 本工事は文化財保存を目的にしたものである。従って、請負者は文化財保護法及び関連法令を順守するとともに、各作業の担当者に対しても十分その意義を理解させ、誠実かつより良い文化財環境が得られるよう留意して施工を行うこと。なお、作業中に埋蔵遺物等が発見された場合には直ちに工事を止め、監督員に報告すること。
2. 本工事は国史跡の整備という特殊な工事であるので、現場代理人・主任技術者及び工事に従事する作業員の人選にあたっては十分配慮すること。また、当該工事にあたり、工事の目的が遺跡への直接的工事であることを十分理解し細心の注意をもって当たるように努めること。
3. 本工事は国史跡地内で行う工事であることから、必要以上に工事範囲を拡大することのないよう努めること。
4. 本整備に際して、整備委員会を設けており監督員の承認後も委員会の決定により変更が生じる可能性があるため、この場合には監督員と協議を行った上で、必要に応じて変更するものとする。

第2節 土工

1. 掘削は最小限にとどめ、遺構面を掘削しないように適宜留意すること。また、掘削は監督員の立ち会いのもとで行い、遺構等が見つかった場合は直ちに工事を中断し監督員の指示を仰ぐこと。

第3節 樹木伐採工

1. 施工の支障となる樹木については、伐採撤去を行う。なお、伐採対象樹木については、施工前に監督員と協議を行うこと。
2. 伐採対象でないものの、施工の支障となる樹木等については、監督員と協議のうえ、取り扱いを決定すること。
3. 樹木伐採時の倒木方向は留意すること。
4. 伐採樹木は場外搬出・処分を基本とするが、伐採位置等により場外搬出が難しい場合は監督員と協議すること。また、現場に木質破砕機を使用することが可能な場合は、監督員と協議して伐採木を破砕してウッドチップとして流用することを検討する。

第4節 舗装工

1. 舗装材は木質舗装もしくはそれに準じる材を用いるものとする。なお、舗装色は監督員の指示のもと決定する。
2. 冬季での施工は、凍害により舗装材が破壊される可能性があるため、気象や水の滞留・流入などに十分に配慮するものとし、外気温が5℃以下となる場合や雨天時は施工を控えること。

第5節 付属施設工

1. 階段の設置に伴い掘削を実施する際は、遺構面に影響を与えないように監督員の立ち会いのもとで行うこと。また、異変等が生じた場合は作業を中止し、監督員の指示を仰ぐこと。
2. 付属施設の詳細な設置位置については監督員の指示を仰ぐこと。
3. プレハブ施設の設置については、冬期の現場閉鎖期間中の実施が想定されるため、監督員と協議の上、実施すること。

第6節 仮設工

1. 重機の搬入経路および作業範囲については監督員の承認を得ること。
2. 重機の搬入に際し、進入路上の遺構面に留意し、砕石や土木シート等で保護すること。

第7節 その他

1. 設計図書及び仕様書等で判断が付かないものは、監督員と協議の上決定すること。
2. 上記協議決定事項についても工事意義に示したように、本整備にあたっては整備委員会を設けており、監督員の承認後も委員会の決定により変更が生じる可能性があるため、この場合には監督員と協議を行った上で、必要に応じて変更するものとする。